

○ 富田林市立図書館身体障がい者サービス実施要領

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領身体障がい者サービスを実施することにより、身体障がい者の教養と福祉の向上等に資することを目的とする。

(対 象)

第 2 条 身体障がい者サービスを利用できる者は、身体に障がいがある者、その他館長が適当と認めた者で、富田林市内に居住または通勤・通学する者とする。

(登録手続)

第 3 条 身体障がい者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は図書館に登録しなければならない。

2 登録は本人または代理人が口頭または電話等によりその手続きをすることができる。

第 2 章 録音図書等および点字図書

(貸出期間)

第 4 条 録音図書等および点字図書の貸出期間は 3 週間以内とする。

ただし、館長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸出数)

第 5 条 録音図書等および点字図書は 1 人 20 タイトルまで貸出することができる。

(貸出方法)

第 6 条 録音図書等および点字図書の貸出は来館、郵送、宅配等により実施する。

第 3 章 対 面 朗 読

(対象者)

第 7 条 対面朗読は市内に居住する視覚障がい者、その他館長が認めた身体障がい者とする。

(条件)

第 8 条 対面朗読は次の場合に実施する。

- (1) 録音図書等として録音できないもの。
- (2) 比較的緊急性が高い資料。
- (3) その他館長が認めたもの。

(手続)

第 9 条 利用者は対面朗読の利用を希望する場合には、希望する日時をあらかじめ図書等に申し込み予約の確認を受けなければならない。

2 予約は本人または代理人が口頭または電話によりその手続きをすることができる。

(実施場所および時間)

第 10 条 対面朗読は富田林市立図書館で実施する。

ただし、特に館長が必要と認めたときは、市内の公共施設で実施することができる。

2 実施時間は午前 10 時～12 時、午後 1 時～4 時とし、朗読時間は 1 人 1 日につき 2 時間以内とする。

(朗読者)

第 11 条 朗読者は富田林市立図書館が主催する音声訳ボランティア養成講習会を受講した者および「富田林市朗読ボラ

ンティアグループくさぶえ」の会員が担当する。

(朗読者への謝礼)

第12条 朗読者に対する謝礼は1時間単位で算出し、予算の範囲内で支給する。

第4章 郵送貸出

(方法)

第13条 郵送貸出については「富田林市立図書館における録音図書等および点字図書ならびに心身障がい者用ゆうメール個人貸出実施要領」による。

(貸出手続)

第14条 郵送により図書館の資料を利用できる者は次に掲げる市内在住の在宅者で図書館に郵送貸出利用登録をした者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障がい者手帳の交付を受けている者で、視力障がい1級～6級までの者および肢体不自由1級～6級までの者

(2) その他前号に準ずる者で郵送による以外に図書館利用が困難であると館長が認めた者

(郵送料)

第15条 貸出に必要な図書資料の郵送にともなう経費は、図書館が負担する。

2 図書館は郵便法(昭和22年法律第165号)第27条第3項ならびに内国郵便約款、ゆうパケット約款に定める料金表の適用をうけるものとする。

第5章 その他

(未所蔵資料の貸出)

第16条 未所蔵の資料の貸出については、近畿視覚障害者情報サービス研究協議会加盟館等からの相互貸借により実施する。

(損害の賠償)

第17条 貸出を受けた者が録音図書等を紛失または破損したときは、相当の代品を弁償しなければならない。

2 図書の紛失、破損があった場合は利用者が現品または相当の代品をもって弁償しなければならない。

(利用者の秘密を守る義務)

第18条 富田林市立図書館管理運営規則(昭和51年教委規則第15号)第6条の規定に基づき、身体障がい者サービスの担当者は、業務上知り得た利用者の個人的秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は館長が定める。

附 則

この要領は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。